



三井住友海上コラム



1 中国における交通事故賠償と保険の十分性

「社有車で事故を起こしたらどうすればよいの?」「相手への賠償額ってどれぐらいかかるの?」

日本でもそうですが、ましてや異国の地では…当然の不安ですよ。

中国で事業を展開する企業にとって、各種リスクはつきものですが、なかでも交通事故は最も身近なリスクのひとつと言えるでしょう。しかし、万が一事故が発生した際の企業としての対応や、自動車保険の内容については意外と知られていません。

皆さまの疑問にお答えすべく、今回から4回にわたり、三井住友海上が中国の交通事故、自動車保険に関する情報をお届けします。第1回は、中国における交通事故の賠償金額についてお話しします。

例えば、信号待ちの車に追突して、相手のバンパーを破損させて修理(交換)が必要となった場合。相手の車種にもよりますが、数百元~1000元程度の賠償金となります。人身事故の場合でも1か月以内の通院であればほとんどが1万元以内の賠償金で済みます。ところが、いざ死亡事故のような重大事故が発生した場合はどうでしょう。

死亡事故の場合、被害者の年齢にもよりますが、遺族への死亡賠償金だけでも70万元以上(上海都市戸籍者の場合)の賠償金が発生し、さらに被扶養者への生活費賠償をあわせると100万元以上の賠償金となる可能性があります。相手か

複数の場合、この倍以上の額となってきました。この賠償金を補うものが自動車保険です。ただし、中国でよく見かける自動車保険は、相手への賠償部分が30万~50万元に設定されています(相手1人、1台あたりではなく、1事故合計の金額です)。つまり、この設定では企業の社有車で重大事故を起こした際に、自己負担が発生してしまうのです。日本では対人・対物賠償無制限という補償内容が当たり前となっていますので、多額の自己負担が生じるケースはほとんどありませんが、中国では保険に加入しても、十分な補償内容となっていないケースが多いのです。

そこで、ご自身の会社が加入されている自動車保険の賠償限度額を一度ご確認ください。ご自身のお勧めいたします。

なお、弊社は昨年より企業の社有車を対象に上海・北京地区にて自動車保険の販売を開始し、高額賠償にも十分対応できる補償内容をご提供しております。

 三井住友海上火災保険(中国)有限公司
MSIG A Member of MS&AD INSURANCE GROUP



理赔部 経理
團 浩一郎

■ 上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心 34 樓 -T70
☎ 021-6877-7800
担当: 岩井(内線 517)
團(内線 437)
■ d-iwai@ms-ins.com (岩井)
ko-dan@ms-ins.com (團)